

日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金 事業概要

1 目的

日野町内の医療・介護事業所で就労する人材の確保を目的に、奨学金を返還しながら就労している方に、返還額の全部または一部を補助する。

2 事業概要

対象となる奨学金	■対象となる奨学金は次のとおりとする。 (1) 独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金 (2) 鳥取県育英奨学金 (3) 上記以外、町長が認める奨学金 ■返還免除要件がある奨学金については、次のとおり取り扱う。 (1) 全額免除・・・補助金の対象外とする。 (2) 上記以外の免除・・・免除後の返還金残額を対象とする。
対象者	■対象者は次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校、高等学校（以下「大学等」という。）に進学するに当たり、奨学金の貸与を受けた者のうち、現に奨学金を返還しており、その返還に滞納がない者。 (2) 要綱に定める資格を有する者で、有する資格に基づく業務に従事している者。 ■以下に該当する方は対象としない。 (1) 他の公的制度による奨学金返還補助等を受けているとき。 (2) 日野町暴力団排除条例（平成25年日野町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (3) 日野町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。
対象となる資格	■補助対象となる資格は次のとおりとする。 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、看護師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、管理栄養士
日野町内事業所	【医療】 日野病院、おしどり調剤薬局、トミヤ調剤薬局、おか歯科医院 【介護】 医療法人社団日翔会が運営する事業所 社会福祉法人日翔会が運営する事業所 【障がい】 社会福祉法人祥和会が運営する事業所 社会福祉法人日野町社会福祉協議会が運営する事業所 【福祉】 社会福祉法人日野町社会福祉協議会 【行政】 日野町役場（健康福祉課） ひのっこ保育所

補助金額	■補助金額の上限は年24万円とし、年度内返還額により次のとおりとする。 (1) 年額24万円を超える場合・・・補助上限年額24万円 (2) 年額24万円を超えない場合・・・返還金の全額
補助対象期間	■補助金の交付対象となる期間は、次のとおりとする。 (1) 補助金の交付を受けた最初の年度から10年間とする。 (2) 日野町福祉人材確保型奨学金返還支援補助金の交付を受けた者は、その補助金の交付を受けた年度と合わせ、10年間までを補助対象期間とする。

3 事業の流れ

